

●香川県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年12月26日から平成30年1月23日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市室本町字瀬戸398番 4地先から 観音寺市室本町字東丸山756 番1地先まで	前	13.0～51.7	188	道路整備事業による現道 拡幅
	後	13.0～51.7	188	

- 4 供用開始の期日 平成29年12月26日